

島教文財第 1184 号  
令和 4 年 3 月 11 日

島根史学会	会長	竹永 三男 様
島根考古学会	会長	松本 岩雄 様
戦後史会議・松江	世話人代表	若槻 真治 様

島根県教育委員会教育長

野津 建二



### 旧海軍大社基地関連施設群の取扱いに関する確認事項について（回答）

2022年1月28日付けで島根県教育委員会教育長あて要請等のあった標記の件のうち、貴会からの確認事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

1. 大社基地の、現時点における歴史的・学術的意義と、島根県における意義はどのようなものと考えるか

旧海軍大社基地関連施設群は、第二次世界大戦中に旧陸海軍によって全国各地に作られた飛行場のひとつであり、また県内においても、玉造基地・湯町基地、旧歩兵 63 連隊覆練兵場跡、旧歩兵第 21 連隊雨覆練兵場などとともに、近現代における島根の戦争の歴史を物語るもの一つと考えます。

2. 大社基地は、『島根県文化財保存活用大綱』に書かれている「戦跡」にあたるものか

『島根県文化財保存活用大綱』では、文化財の種別・分野のひとつである記念物の事例として「戦跡」を記載しています（1 頁模式図、27 頁）。

戦跡に含まれる具体的な事例として、文化庁では「古戦場、戦災跡など」を例示していることから、大社基地も戦跡に含まれるものと考えます。

3. 大社基地は、歴史学習・平和学習にどのように活用できると考えているのか

大社基地は、太平洋側と比較して戦争の被害が少なかったとされる山陰地方においても、地域住民を巻き込んだ基地の設営など、戦争が身近なものであったという歴史を学び、戦争や平和について考える上での教材として活用することのできるものと認識しています。

これまでの出雲市の歴史学習・平和学習では、滑走路跡地での現地での教育活動だけではなく、市の博物館において展示された資料も活用しての教育が行われてきております。

#### 4. 「文化財保護法上保護すべき文化財」と「広い意味での文化財」との違いは何か

「広い意味での文化財」については、文化財保護法第2条に定義される文化財のことを指します。

「文化財保護法上保護すべき文化財」という用語は、文化財保護法上には記載されていませんが、文化財のうち重要で保護すべきものを行政機関が指定や登録など、法令による諸制度を適用して保存・活用の措置を講ずる対象となる文化財のことを指す意味で用いています。

なお、このような文化財保護法上における重点的・選択主義的な基本的姿勢に関しては、下記の文献を参考としています。

和田勝彦 1979 「文化財保護制度概説」『文化財保護の実務』柏書房

和田勝彦 2015 『遺跡保護の制度と行政』同成社

#### 5. 専門家や県文化財保護審議会委員等が歴史的・学術的に重要と評価し、文化庁も調査保存を検討してほしい趣旨の見解を表明している中で、県が文化財としての保存を検討しないのはなぜか

まず、文化庁から県に対しては、大社基地の国史跡指定に向けて調査や保存を検討してほしい、との連絡は受けていません。

大社基地の保存の検討については、今回開発対象となった滑走路跡地部分とそれ以外の部分（周辺の施設群）において考え方方が異なります。

今回開発対象となった滑走路跡地部分については、適法・適正な手続きで取得されており、この土地に対して開発を止めて保存を求める文化財保護法上の根拠はなく、現地保存の検討はできません。

ただし、出雲市では、滑走路跡の一部を歴史学習を行う場として保存することを検討されており、この場合、文化財の指定とは関係なく一部が保存されることとなります。

一方で、周辺施設を含めた大社基地施設群全体については、出雲市では、次年度以降、数年をかけて基地全体を対象とした総合調査の実施を検討中であり、実施されることになれば、県としても技術的支援や国との連絡調整など適切に対応していきます。

なお、1月14日に開催された島根県文化財保護審議会では、大社基地について様々な意見がありましたが、田辺征夫委員長からは、滑走路跡地の全面保存は難しいとの認識のもと、「大戦期の一般的な戦争遺跡については、さまざまな見方ができ、国の中でも様々な立場の方がおられ、どういう視点で指定するかは非常に難しい問題である。今の時点で史跡指定するかどうかを議論するのではなくて、戦争遺産をどういう視点から見るかを議論していく時期」との総括をいただいています。

#### 6. 文化庁が、戦争遺跡の評価の際には「国史跡の原爆ドームや長崎原爆遺跡を参考にしてほしい」としているにもかかわらず、国の指定基準を準用しないのはなぜか

原爆ドームに関しては、先ず世界遺産登録という市民活動があり、世界遺産を申請する場合には国内法において文化財指定をする必要があるという国の判断に対して、165万多名余の

全国規模の署名活動などにより国指定になったという経緯があります。一方、長崎原爆遺跡に関しては、原爆ドームと同様に原爆投下の歴史的事実、核兵器の被害や戦争の悲惨さを如実に伝える遺跡であるという理由で、原爆ドームの国指定から約20年後に史跡指定されています。この二つの事例は人類史上初の原爆投下という歴史的惨禍を物語るものであり、大社基地はこの基準に合致しないものと考えます。

その他の、第二次世界大戦期の一般的な戦争遺跡で国史跡に指定された事例はなく、現時点では国指定の基準を満たすものとして評価された例はこの2件しかないことから、国の指定基準を準用することは困難であると考えています。

#### 7. 県の埋蔵文化財の判断基準に照らして、大社基地をどのように判断したのか

平成13年に策定した「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」においては、県内の近現代の遺跡について、補足説明の中で、たたら跡や石見焼の窯跡など、島根県に特徴的な生産遺跡のうち特に重要なものを埋蔵文化財として取り扱うことができることとし、また、戦跡に関しては、当基準策定以前に調査例があることから、今後の検討課題としています。さらに、当基準では、実際に具体的な事例を埋蔵文化財として取り扱う場合においては、市町村に対して事前に県と協議することを求めています。

大社基地の滑走路跡地に関しては、平成13年の本基準策定以降、数度にわたって開発行為が行われてきており、その都度、旧斐川町や出雲市と県との間で協議を行ってきましたが、いずれの場合においても周知の埋蔵文化財包蔵地として取扱う判断は行っていません。

こうしたことから、この度の開発に際しても、これまでの取扱いに準拠して、埋蔵文化財としての取扱いは行わなかったところです。

#### 8. 県の埋蔵文化財の判断基準に関するこれまでの見直しの具体的な内容はどのようなものか。また、それによって大社基地をどのように評価したのか

平成13年に策定した「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」については、平成26年に市町村と協議のうえ、一部見直しを行っています。主な内容としては、①近世城下町の取扱いを変更したこと、②近世の主要街道や近世及び近現代の鉱山遺跡や窯業遺跡について埋蔵文化財として扱う対象範囲を整理したこと、などの改定を行っています。ただし、この時点においては、近現代の戦跡についての検討は行っていません。

現在は、令和3年3月2日の島根県議会で答弁したとおり、近世及び近現代の戦争遺跡のうち、どの部分を埋蔵文化財として扱うのかを、多角的な観点から検討をおこなっているところです。

なお、今回開発対象となった滑走路跡地については、文化財保護法上の保護すべき文化財として扱わないという行政的な判断が既に行われ、その結果に基づいて、事業者の方で適正・適法な手続きにより当該地の取得がされていることから、今回の判断基準の見直しの対象とはなりませんが、それ以外の周辺の関連施設に関しては、上記の取組の中において、今後その保護のあり方について検討を行っていきます。

9. 県教育委員会として、将来的に県内の戦争遺跡を含む近代遺跡の分布調査を行う考えはあるか

県内に多数存在する近代遺跡に関しては、まだ十分な把握ができておらず、今後、何らかの対応を行う必要性は認識していますが、その実施に際しては、相当の期間が見込まれることや、多大な人的・財政的負担が生じることから、県として今すぐにその調査に着手する考えはありません。

現在、市町村が文化財保存活用計画を作成するために実施される文化財の悉皆調査のなかで、併せて「戦争遺跡」の所在などの調査も実施していただくよう、市町村に依頼しているところです。今後、市町村が実施された悉皆調査結果を踏まえたうえ、市町村や専門家の意見を聞きながら、県として近代遺跡に関する今後の調査のあり方について検討していきます。

近代化遺産・近代遺跡の対象となる文化財は膨大であり、その総てを調査・保護していくことは現実的に不可能です。戦争遺跡を含めた、近代化遺産・近代遺跡全体の保護のあり方をどう進めていくべきかについては、今後国や市町村などと協議のうえ、検討を重ねてまいります。